

分担金・拠出金の名称	国際移住機関(IOM)拠出金(人身取引被害者の帰国支援事業)		平成28年度 予算額	14,065千円	総合 評価	A	
拠出先の国際機関名	国際移住機関(IOM)						
国際機関の概要	・IOMは、難民・国内避難民支援、人身取引対策、緊急人道支援等の「人の移動」において、輸送支援を中心に豊富な知識と経験を有する。 ・特に、近年、国際的な人の移動が活発化するにつれ、人身取引等人の移動に関する「負の側面」が深刻な問題となっており、移住の管理行政部門で突出したノウハウを有するIOMの役割に注目が集まっている。 ・IOMのこのような活動を支援することを通じて、紛争地域周辺の安定と平和の維持、自然災害被災地の迅速な復興等「人の移動」に関する深刻な問題への対応が可能となる。						
評価基準		達成状況					
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献		・欧州移民・難民問題、インド洋漂流者問題(いわゆる「ロビンジャ問題」)などに代表される世界各地域で発生する移民問題に際し、国際社会に支援の必要性を訴えつつ、脆弱な環境下の移民に対し機動的かつ迅速な支援を行い移民支援分野で主導的役割を果たす国際機関として位置づけられ(右が認められ、本年9月の国連総会で国連関係機関となるべく承認を得る見通し。)、世界の移民・難民問題における貢献が大きい。 ・その中でも人身取引に関する専門性が特に高く、本件拠出を唯一の財源として実施する「人身取引被害者の帰国支援事業」は、SDGsターゲット5. 2(女性・女児に対する人身取引等の暴力の排除)、8. 7(人身取引や強制労働の撲滅)、16. 2(児童に対する人身取引の撲滅)の達成及び2014年12月に関係閣僚間で合意された「人身取引対策行動計画2014」実施のための取組。 ・本件事業は、IOM駐日事務所及び各国現地事務所が、我が国人身取引関係省庁及びNGOと連携し、経済的な理由等から帰国することの出来ない日本国内で保護された外国人人身取引被害者を母国に安全に帰還させるとともに、再度被害に遭わないよう、母国での支援を希望する被害者に対し自立支援(医療、教育、職業支援)を行うもの。 ・事業を開始した2005年5月から2016年3月末までに、計276名の外国人被害者に対し帰国支援を、計145名に対し帰国後の社会復帰支援を提供しており、これら支援を受けた被害者のうち再度人身取引被害に遭ったものはいないことから、我が国の犯罪防止・治安の確保に寄与。					
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)		・我が国はIOMを通じ毎年積極的に支援を実施しており、具体的には、エボラ出血熱関連支援を含むアフリカ地域、ISIL等イスラム過激派伸張による中東地域等向け支援を通じて、人間の安全保障の確保を目指している。 ・女性支援分野においては、2014年の国連総会で安倍総理が言及したIOMの女性支援案件に代表されるように、我が国支援を活用して女性の保護と能力強化に資する人道支援案件を積極的に実施。 ・在外邦人の安全確保の面からは、IOMは、治安情勢が悪化した各国からの在留邦人の国外退避・帰国に際し全面的に協力。2016年2月には、IOM事務局長と領事局長の間で「在外邦人の緊急退避支援にかかる協力覚書」に署名。 ・官民連携分野では、アフリカにおける人道支援等の実施に際し、邦人職員の協力により我が国民間企業との連携案件が実現。 ・人身取引事業においては、人身取引に関する知識・経験を有し、世界中に存在するIOM事務所のリソースやコネクションを最大限に活用し、我が国のみでは実施困難な現地での帰国の受入れ・社会復帰支援を迅速に行っている。 ・IOMトップのスウィング事務局長とは、2008年の就任以来毎年訪日(計9回)、政務及び外務省幹部と政策協議等を重ね、緊密な関係を構築・維持している。 ・IOMに対しては、IOM総会(年1回)への出席及びステートメントの実施、決定承認プロセスへ参加等を通じて我が国のプレゼンスを積極的に確保しているほか、プログラム・財政常設委員会(年2回)においても我が国の意見を反映させている。					
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント		・IOMの活動が拡大する中(1996年→2013年、加盟国数3倍、事務所数約3倍)、IOMはジュネーブ本部機能の一部を(コストがより安い)パナマやフィリピンに移転する等の機構改革により経費削減に最大の努力。 ・人身取引事業に関する会計報告については、年次報告書とともに適時適切に受領しており、またその事業の実施にあたっては、1人の被害者も残さず支援を提供すべく、被害者のカウンセリングを電話で行う等限られた財源の中で工夫を凝らした結果、帰国及び社会復帰支援を、希望する被害者全員に提供することに成功している。					
4. 当該機関等における邦人職員の状況		・スウィング現事務局長(2008-)は邦人職員の増強に非常に力を入れており、事務局長就任以降成果が上がっている(2008年の13名→2012年の21名、61%増)。過去5年間では、2015年末時点の邦人職員(国際職員)は20名で、2011年(同15名)比33%増。 ・邦人幹部職員は計4名(太平洋地域担当事務局長顧問(D-1)、法務部チーフ(P-4)、地域事務所スペシャリスト(P-4)、本部事業対応部シェルター担当官(P-4))。					
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保		①計画段階(Plan):我が国の人身取引対策(「人身取引対策行動計画2014」)に照らしつつ、予算要求。 ②実施段階(Do):予算を拠出し、モニタリング(IOM駐日事務所を通じた月1回の定期報告)を実施。 ③評価段階(Check):年次報告書を踏まえ、事業の実施状況につき評価を行う。 ④フォローアップ段階(Act):ジュネーブ代表部とIOM本部の間での意見交換やIOM側幹部訪日等を通じて、問題点の指摘より効率的な案件選定に向けた検討を行う。					
担当課・室名	総合外交政策局 国際安全・治安対策協力室						